

建設業者の法令遵守等について

国土交通省
四国地方整備局建政部
令和8年5月

1. 建設業法の目的

【建設業法第1条（目的）】

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【 手 段 】

- 建設業を営む者の資質の向上
（許可制度、技術検定制度）
- 請負契約の適正化
（元請下請関係の適正化等）
- その他
（建設工事紛争審査会、
経営事項審査制度、等）

【 目 的 】

- 建設工事の適正な施工の確保
- 発注者の保護
- 建設業の健全な発達の促進

公
共
の
福
祉
の
増
進

2. 建設業法令遵守ガイドライン

1. 策定の趣旨

本ガイドラインは、元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として策定

2. 本ガイドラインの内容

(1) 建設業の下請取引における取引の流れに沿った形で、見積条件の提示等、書面による契約締結といった13項目について、留意すべき建設業法上の規定を解説するとともに、建設業法に抵触するおそれのある行為事例を提示

1. 見積条件の提示等
2. 書面による契約締結 (1)当初契約 (2)追加工事等に伴う変更契約
3. 工期 (1)著しく短い工期の禁止 (2)工期変更に伴う変更契約
(3)工期変更に伴う増加費用
4. 不当に低い請負代金
5. 原材料費等の高騰・納期遅延等の状況における適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保
6. 指値発注 7. 不当な使用資材等の購入強制 8. やり直し工事 9. 赤伝処理
10. 下請代金の支払 (1)支払保留・支払遅延 (2)下請代金の支払手段
11. 長期手形 12. 不利益取扱いの禁止
13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

(2) 関係法令の解説として以下の内容を掲載


- 14-1 独占禁止法との関係について
- 14-2 社会保険・労働保険等について
- 14-3 労働災害防止対策について
- 14-4 建設工事で発生する建設副産物について
- 14-5 下請中小企業振興法・振興基準との関係について

1.1

見積条件の提示


見積依頼は、工事内容、工期等の契約内容をできる限り具体的に提示して行わなければなりません

- ・工事内容の他に、支払条件・施工条件、材料費・労災対策費等の負担区分などを具体的に明示。
- ・適正な額の労務費等を内訳明示した見積書を作成。注文者は当該見積書の内容を考慮・尊重。
- ・口頭ではなく書面(メール等の電磁的方法を含む)により提示し、保存(10年間)。



いつもの通りと言われても…
責任施工範囲は？
支払条件は？
工期は？

下請負人



あの工事、いつもの通りで見積ってくれ。

元請負人

- ・建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費、その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳を記載した見積書を作成する努力義務が生じました。(R7.12.12施行)
- ・請負人は資材の高騰等のおそれ情報を請負契約の締結までに注文者に対して見積書の提出等と合わせて通知する義務が生じました。なお、事前通知がなかったことのみでは、注文者が変更協議を拒む理由にはなりません。(R6.12.13施行)

建設業法
第20条第1項、
第20条の2第2項

1.-2

適正な見積期間の設定

下請負人が見積りを行うに足る期間を設けなければなりません

見積りを
3日以内に
持ってきてくれ。

この工事だと
3000万円くらいの
規模になりそうです。
3日では……

下請工事発注予定額に応じた
必要見積期間

- ①500万円未満 中1日
- ②5000万円未満 中10日
- ③5000万円以上 中15日以上

※②③の場合で、やむを得ない場合
には短縮可能

元請負人

下請負人

建設業法 第20条第3項

2-1

書面による契約締結

請負契約の締結に当たっては、契約の内容を明示した書面を作成し、相互に交付しなければなりません



①着工前に ②必要事項を記載した ③書面による 有効な「契約」が必要

建設業法 第18条、第19条

2-2

契約書に記載すべき事項

契約書面には、建設業法で定める一定の事項（**15項目**）を記載することが必要です

この建設工事
標準下請契約約款に
のっって
契約を交わしましょう。

標準下請
契約約款

片務性の排除を！

注文者

お願いします！

請負人

改正建設業法（R6.12.13施行）により、請負代金等の「変更方法」も契約書に記載する必要があります。また、「契約変更を認めない」という記載は、契約書の法定記載事項としては認められません。

建設業法 第19条第1項

2-3

追加変更契約について

追加工事等の発生により、当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、着工前に書面による契約変更が必要です



改正建設業法（R6.12.13施行）により、注文者は請負人より契約締結前に通知のあったおそれ情報に関する変更の協議があった場合は、誠実に協議に応ずるように努めなければなりません。

※ 公共発注者は義務

建設業法 第19条第2項

4. 不当に低い請負代金

自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはなりません



直接工事費の外、間接工事費、一般管理費（法定福利費含む）等、通常必要と認める原価を見込んだ金額での協議を！

建設業法 第19条の3

7. 不当な使用資材等の購入強制

下請契約の締結後に、自己の取引上の地位を不当に利用して、使用資材等又はこれらの購入先を指定して下請負人の利益を害してはなりません



建設業法 第19条の4

8.

やり直し工事について

下請工事の施工後に、元請負人が下請負人に対して工事のやり直しを依頼する場合には、元請下請間で十分な協議を行う必要があります



建設業法 第18条、第19条第2項、第19条の3

9.

赤伝処理について

元下双方の協議・合意が必要であるとともに、元請負人はその内容や差引額の算定根拠について見積条件や契約書に明示しなければなりません

今月現場で
かかった諸費用は、
支払いから差し引かせて
もらいましたよ。

妥当性、
透明性の
確保を！



元請負人



下請負人

そんな—
現場の諸経費を
引かれるなんて
一言もきていないし、
廃棄物なんか全然
出していないのに！

事前協議・合意
の書面化を！

建設業法 第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項

10.

下請代金の支払い

- 注文者から代金の支払を受けた時は、下請負人に対して、1ヶ月以内に、かつ、出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません
- 特定建設業者が元請負人である場合、工事目的物の引渡の申し出があってから50日以内に、かつ出来るだけ早く、請負代金を支払わなければなりません

※なお、下請業者が特定建設業者であったり、資本金が4,000万円以上の会社である場合には適用がありません。

支払いは
3ヶ月後になるからね。



完成しました!

下請負人

元請負人

業法に定める支払期限の始期を
しっかり把握!

建設業法 第24条の3、6

13. 帳簿の備付け・保存及び営業に関する図書の保存

建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、保存しなければなりません



保存期間 5年

※発注者から直接請け負った新築住宅建設に係るものは10年

※発注者から直接請け負った元請業者には、以下の図書について、**10年**の保存を義務付け

- ①完成図書
- ②発注者との打合記録
- ③施工体系図
- ④材料費等記載見積書
- ⑤④の内容に関する注文者との打合記録

改正建設業法（R7.12.12施行）により、「材料費等記載見積書」及び「当該見積書の内容に関する注文者との打合せ記録」を作成したときは、これらについても保存義務（10年）がある図書に追加されました。

建設業法 第40条の3

3. 紛争の未然防止

建設業担当部局に寄せられる苦情・相談

- 国土交通省の建設業担当部局に寄せられる苦情・相談のうち、**その大部分が建設工事の請負代金等の支払に関する問題**です。
- **請負代金の支払の問題は、基本的には契約上の債権債務に関することであるため、行政は介入できず、当事者間による解決が原則**となります。
⇒ 弁護士・建設工事紛争審査会の活用、建設業取引適正化センターへの相談等による対応



請負代金の支払に関する紛争＝経営上の重大なリスク

- 請負代金の支払に関する紛争は、その解決を図るため、それぞれの当事者に経済的・時間的・労力的な負担が生じ、その間の資金繰りが悪化して、再下請負人に対する代金や技術者・技能労働者に対する賃金の支払遅延が生じた場合、取引先や雇用者からの信用低下につながるなど、その後の経営上の重大な問題に発展する恐れがあります。
- 請負代金の支払に関する苦情・相談の大半は、書面契約を交わしていないこと等が原因となって発生しています。建設業者は、その場での口約束は、経営上の重大なリスクと認識し、請負代金の支払に関する紛争の発生を未然に防止するために書面契約を交わすことが必要です。



紛争の未然防止（契約内容の書面化の徹底）

- 建設業法では、後日の紛争防止及び請負契約の片務性の改善を目的として、建設工事の請負契約の当事者（元請負人・下請負人）に対して、**事前**に**書面による契約を義務づけ**ています。
- 特に、請負代金の支払に関する紛争は、後日、変更内容に関する当事者間の主張が食い違うことにより生ずる場合が多いため、**契約内容を変更する場合は、速やかに書面化により変更契約を締結**する必要があります。速やかな変更契約書作成等が困難な場合は、当事者が合意した変更内容を書面化し、相互に交付し合うことが必要です。**これらの書面は、後日、紛争が生じた際、自らの債権債務を主張する重要な証拠**となります。
- 契約内容の書面化にあたっては、当該契約が事業主間の契約（請負契約）なのか、事業主と労働者間の契約（雇用契約）なのかを意識して作成することも重要ですが、工事途中で作業が追加されるときには、特に、留意する必要があります。

建設業法第19条の内容

- 建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して法律で定める15の項目（工事内容、請負代金額、工期、紛争の解決方法等）を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。
- 建設工事の請負契約の当事者は、請負契約の内容で上記の項目に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は押印をして相互に交付しなければならない。

紛争の未然防止のために**元請負人**として心がけること

○ 適切な下請負人の選定・管理を徹底

下請工事の発注にあたっては、適切な与信管理に基づく下請負人の選定を行うとともに、工事の施工中も、出来高査定を厳格に実施しつつ、再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが順調に実施されているかについて、適切に把握・管理することが重要です。

なお、再下請が適切に行われているかについてもきちんと管理を行い、下請構造が無駄な重層化にならないよう留意することも必要です。

○ 下請負人の資金繰りへの配慮

経営基盤の脆弱な下請負人は、資金繰りが不安定になることが多いため、下請負人とのコミュニケーションを円滑にして、経営状況の把握に努め、下請負人から資金繰りに関する相談があった場合等は、前金払、出来高払の早期化、資金の貸付等の対応を行うなどの配慮をすることが必要です。

特定建設業者としての対応

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事に参加している全ての下請負人が建設業法の規定（建設業法第19条他）及び関係する労働基準法等の規定等に違反しないよう指導に努める必要がある（建設業法第24条の6）。

また、当該建設工事に参加している下請負人が、賃金不払又は不法行為等起こした場合、必要に応じて適切な措置を講ずる勧告の規定（建設業法第41条第2項及び第3項）があることも踏まえ、特定建設業者は、下請契約の関係者保護について特に配慮する必要がある。



特定建設業者は、元請負人として、法律上、特に重い役割を担っていることを認識し、請け負った工事に参加している下請負人の指導・管理を徹底する必要があります。

紛争の未然防止のために**下請負人**として心がけること

○ 工事を請け負う際のポイント

下請負人自身も、工事を請け負うに際しては、元請負人の経営情報等をリサーチし、工事を受注することが重要です。

請負代金の支払いに関して、紛争が発生するきっかけとしては、

- ・ 知り合いの企業からの紹介で初めて工事を請け負った
- ・ かなり以前に取引があったが、久しぶりに取引をしたといったケースが多いため、新規若しくはそれに近い元請負人から工事を請け負う場合は、特に慎重な判断が必要です。

○ 工事受注後における適切な対応

工事を受注した後も、

- ・ 当初示されていた工事内容と現場の状況が異なっていた
- ・ 工事の内容や工期が変更になった
- ・ 工事が一時中止になった
- ・ 有償支給材料の相殺

といったケースは、費用負担に関して当事者間で齟齬が生じ、紛争に繋がりやすいため、**変更の内容や条件、また、相殺する場合の有償支給材料の内訳書の提示などを明確に書面化し、精算の段階で紛争が生じないように注意する必要があります。**

○ 契約の書面化に対する毅然とした対応

下請負人は、元請負人に対し契約内容を書面化するよう毅然とした対応をとることが重要です。なお、**契約内容を書面化しないことは、下請負人自身も建設業法第19条違反になる恐れがあります。**

○ 「下請債権保全支援事業」の活用

国土交通省では、下請負人等の経営・雇用安定、連鎖倒産の防止を図るため、ファクタリング会社が当該下請負人等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証する「下請債権保全支援事業」を実施しています。下請負人は、こうした事業を積極的に活用するなど、自主的な債権回収の手段を講じておく必要があります。

4. 改正建設業法について

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 2,018時間/年
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善	賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止	資材高騰分の転嫁
働き方改革	労働時間の適正化
生産性向上	現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

- 「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

- 適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：昨年施行済

昨年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が
勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供しよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

- 契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
- ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制

- 工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

- ICTを活用した生産性の向上

- 現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)
- 国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

- 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



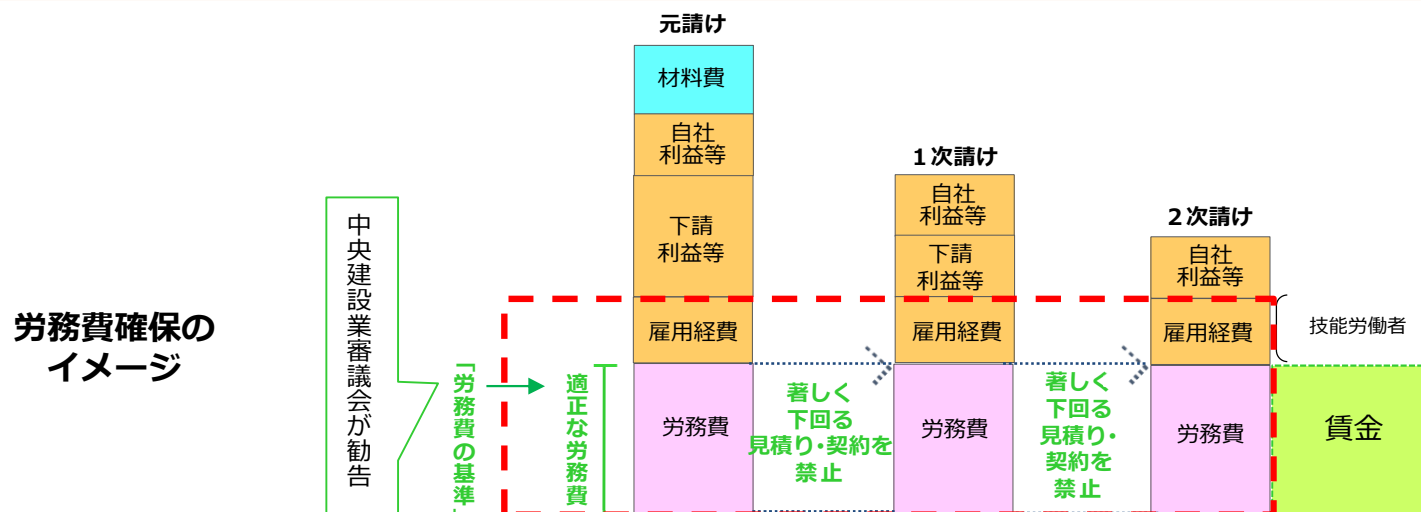
技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく**適正な賃金支払等の処遇確保を建設業者に努力義務化**。
- 建設業者において適正な賃金支払等の技能者の処遇確保がなされるよう、適正な水準の労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において確保されることを図る。
- このため、**中央建設業審議会が「適正な労務費の基準」を作成し、これを著しく下回る見積り・契約締結を禁止し、違反した業者は指導・監督、発注者は勧告・公表の対象とする。**

✓ **適正な見積り促進等による契約時の労務費確保**、受発注者双方への総価での原価割れ契約の禁止（同法第19条の3）による**労務費の必要経費等へのしわ寄せ防止**、**確保された労務費の技能者までの支払い担保**のための施策の実施、「建設Gメン」による個々の請負契約の実地調査・改善指導（同法40条の4・同法41条）、必要に応じた許可行政庁による強制力のある立入検査等の実施（同法31条）**等により、改正法の実効性を確保**。



労務費に関する基準の基本的考え方

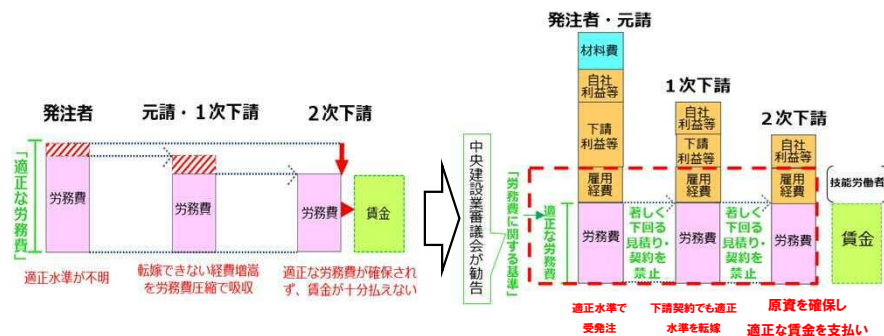
- ▶ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- ・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- ・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）に、**本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。
- ・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

建設工事の請負契約特有の課題

労務費確保のイメージ



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- ・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- ・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

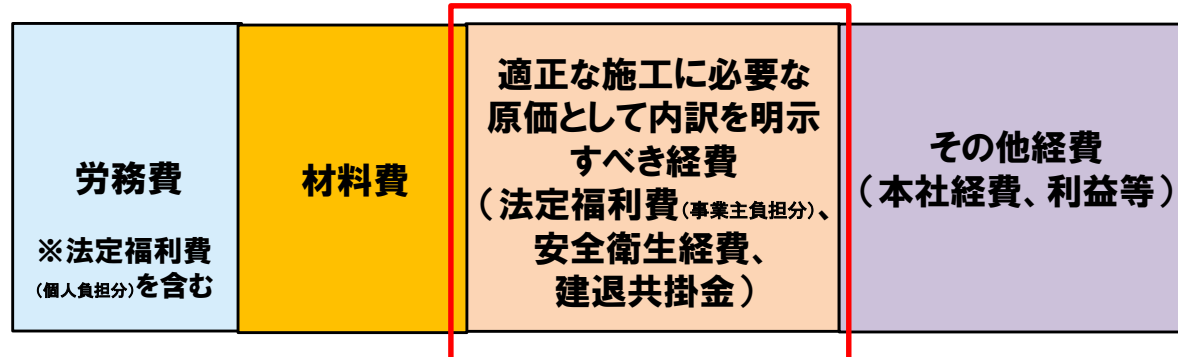
$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- **労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- **個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表**。

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

- 技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。
- この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

<工事価格の構成イメージ>



- また、上記の費目以外にも、事業主は**雇用に伴う必要経費**を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

法定福利費 (事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
 - 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要
- ※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告<R6改正>

注文者

受注者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務<R6改正>

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止<R6改正>

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出



著しく低い材料費等は禁止



見積り変更依頼

契約締結



原価割れ・著しく短い工期が注文者・受注者ともに禁止に

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費(省令で規定)」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止<R6改正>

◆正当な理由(省令で規定)がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止<R6改正>

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止<R6改正>

<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・>

- 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・>

- 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・>

- 違反した建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分

○建設業法(昭和24年法律第100号)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)

(低額受注の正当な理由)

第十三条の十一 第十九条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- 二 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- 三 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

改正後の条文(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七条 (略)

- 2 **建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**
- 3・4 (略)

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

- 2 **中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**
- 3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 **業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない建設。**

- 2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。

3～5 (略)

- 6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

- 7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 (略)

5. その他(改正建設業法等関係)

建設業者の皆様におかれては、**受注に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



適正な労務費を算出した上で労務費等を内訳明示した見積書を作成・提出し、これを10年間保存してください

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません



正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に満たない金額による契約締結はしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

建設業者の皆様におかれては、**注文に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください



提出された見積書に対し、**労務費等が著しく低くなるような見積り変更依頼はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



従前に引き続き、

取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります



技能者を雇用する建設業者は、**労務費だけでなく雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

建設企業のための

適正取引

ハンドブック

(第5版)

建設企業のための

適正取引

ハンドブック

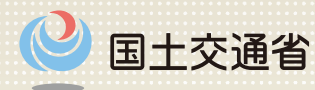


取引条件の改善に向けて建設業法違反となる取引上の行為や注意点と
目指すべき取引のあり方などをまとめています

ハンドブックは国土交通省のホームページからも
印刷できます

建設企業のための適正取引ハンドブック

検索



建設企業のための適正取引ハンドブック(第5版)

建設企業のための適正取引ハンドブックURL

[tekiseitorihiki_mihiraki_202603.pdf](#)

ハンドブックは国土交通省のホームページからも
印刷できます

建設企業のための適正取引ハンドブック

検索

